

ブランシェールケア玉川上水

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護

利用契約書

様

介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設入居者生活介護 利用契約書

(契約表題部分)

●契約締結日： 年 月 日

●サービス提供施設の表示

名 称 ブランシエールケア玉川上水

所在地 東京都東大和市桜が丘4-29-4

(特定施設 特定施設入居者生活介護事業所 1374601019号

介護予防特定施設入居者生活介護事業所 1374601019号)

●契約当事者の表示

利用入居者： _____ 印 (以下「入居者」という)

(男・女)

(明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)

利用入居者 (法定代理人) _____ 印

事業主体 : 株式会社長谷工シニアウェルデザイン 代表取締役社長 野本久 印
(住所 東京都港区芝二丁目9番10号) (以下「設置者」という)

●契約当事者以外の事項

契約立会人 : _____ 印

住所 :

入居者との続柄：配偶者・連帯保証人・家族 (具体的に _____)
生活支援員・その他 (具体的に _____)

(前文)

入居者と設置者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

(契約の目的)

第1条 設置者は、特定施設等の利用者（以下「利用者」という。）に対し、特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。）は、重要事項説明書に添付する「介護サービス等の一覧表」に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期間は、 年 月 日～ 年 月 日とします。ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

第3条 設置者は、特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という。）に基づき、設置者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、サービス基準及びその解釈通知に定める、人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要介護認定等に伴う確認書」に定めるものをいいます。

(介護等の場所)

第6条 設置者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス(以下「介護等」という。)を、原則として特定施設等における利用者の居室において提供します。

2 設置者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、提供の場所を特定施設等内において変更することがあります。その手続き等については入居契約書に規定します。

(地域との連携等)

第7条 設置者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体を実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(要支援認定又は要介護認定に伴う確認)

第8条 設置者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。

一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間

二 認定審査会の意見

三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、設置者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付への同意、ならびにその支払方法について法定代理受領とするか償還払いとするかの選択

二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意

三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意

四 その他利用者又は設置者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 設置者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

2 前項の原案又は変更案は利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

(設置者の守秘義務)

第10条 設置者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(サービス利用料金)

第11条 利用者は、設置者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、第8条及び第9条に基づき支払うものとします。

2 設置者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

第12条 介護保険法令等の改正に伴い第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、設置者は利用者等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。

2 第8条第2項第二号に定める費用を変更する場合、設置者は、入居契約に基づく手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第13条 設置者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、設置者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 設置者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要介護に認定変更された場合
- 三 特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要支援に認定変更された場合
- 四 入居契約が終了した場合
- 五 設置者が介護保険法令等に基づく特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
- 六 利用者が特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合

七 第16条又は第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合

- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設等入居者生活介護の利用契約を締結しようとする場合、本契約は有効に継続するものとします。

(設置者からの契約解除)

第16条 設置者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、設置者は次の手続きを行います。
 - 一 一定の観察期間をおくこと。
 - 二 医師の意見を聴くこと。
 - 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと。
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 設置者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し又は支払いがない場合など、本契約における設置者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間をおいて、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 前項において、利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、第8条第2項第一号に定める費用の支払いを遅延する場合には、設置者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6ヶ月とします。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに設置者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 本契約が終了した場合において、利用者が、既実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他設置者に対する義務を負担しているときは、契約終了日の翌日から起算して90日以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

(苦情処理)

- 第19条 設置者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
- 2 利用者は、設置者が本契約に基づき提供したサービスに関して、公益社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができます。
- 3 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

4 設置者は、利用者から苦情の申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等に定めるところを尊重し、設置者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び設置者はあらかじめ合意します。

(特約事項)

第22条 本契約締結にともない、別紙「重度化対応及び看取りに関する対応指針」について設置者が説明を行い、本契約締結をもって、利用者はこれに同意したものとします。

重度化対応及び看取りに関する対応指針

1. 看取り介護の基本理念

利用者が重度化し、当該施設（以下、事業所という）において看取り介護を希望される場合は以下を基本とします。

- ① 家族はじめ医療関係者、事業所の看護職員・介護職員及び食部門その他専門職等と連携を取ります。
- ② 身体的・精神的苦痛や苦悩をできるだけ緩和し、最後までその人らしく充実して納得して生き抜くことができるよう支援します。
- ③ 利用者の尊厳に十分配慮し、日々の暮らしが営めるよう援助します。

2. 重度化の早期発見

利用者の心身の状態変化に対し適切で迅速な処置が行えるよう、以下の通り利用者の健康状態の把握に努めます。

- ① 看護職員が介護職員と連携し、バイタルチェックを実施します。
- ② 上記のデータ把握により、健康状態の変化を把握し適切な対応を行います。

3. 緊急時の対応

状態の変化を発見した場合、看護職員は必要に応じ緊急処置を行います。併せて介護職員へ指示を出し、オンコール体制をとっている主治医又は協力医療機関（以下、併せて主治医という）への連絡を以下のとおり行います。

- ① 利用者の状態を報告し、主治医の指示を仰ぎます。
- ② 主治医の指示に従い、投薬、様子観察、病院搬送等の対応をします。

4. 重度化した場合の対応

主治医と連携を密にとり、搬送する場合の基準等を定め、以下のとおり継続的な観察と迅速な対応を行います。

- ① 主治医にカンファレンスの実施と定期往診の実施を依頼します。
- ② 主治医から搬送する場合の基準が示された場合にはその基準に従い、主治医指示の病院等への受診を行います。

5. 終末期の判断と意思確認

主治医より終末期と判断され、利用者又は家族、身元引受人等から入院加療及び終末期においての要望が示された場合には、その旨を主治医に伝えるとともに、主治医の協力体制のもと、利用者や家族の希望に沿った終末の迎え方を支援します。

- ① 終末期の迎え方についてはあらかじめ要望書により意思を明確にしておくこともできます。

- ② 終末期と判断された場合、主治医より状態変化の予測と事業所で終末期を迎える場合の治療方針を十分説明する機会を設け、事業所で出来る対応の範囲（※参照）についても説明した上で、意思確認を行います。

※事業所と医療機関の相違

事業所は生活の場であり、医師や看護職員ができる行為に限界があります。諸症状により異なりますが、夜間に看護職員の人員配置がない場合は、痰の吸引等をはじめ医療行為はできません。

6. 事業所における看取りケア

事業所で看取りを行うに当たり、利用者や家族・主治医・事業所内各種専門職を交えた定期的なカンファレンスを行います。また、状態変化が生じた場合も随時カンファレンスを行い、適切な支援を行います。

- ① 主治医は定期的訪問診療の他、状態変化に応じ適宜訪問診療を実施します。
- ② 事業所は主治医の説明、利用者や家族の意向を踏まえ終末期におけるサービス計画を作成し、これに基づいたチームケアを実施します。変化の状態や介護上の注意点等情報共有を滞りなく行い、利用者が安楽に過ごせるよう努めます。
- ③ 状態変化があった際は速やかに主治医や家族に連絡をし、都度家族の要望に沿えるよう努めます。
- ④ 急変時は速やかに主治医や家族に連絡をし、できる限り家族が看取れる環境を確保し、主治医による死亡診断後、事業所は死後の処置を行います。
- ⑤ 葬儀等は本人の生前の要望や家族、身元引受人等の意向を尊重し、事業所はできる限りの支援を行います。

7. スタッフの教育・研修

- ① 設置者の定める看取りマニュアルや指針を参考に事業所内で研修計画を作成し、実施します。
- ② 事業所内で看取りを行うに当たっては、主治医の指導の下、看護職員が中心となり勉強会等を開催し、その方の疾病や状態変化と対応方法等の適切な把握に努めます。関わるスタッフ全員で利用者の安全、安心を確保できるような体制とします。
- ③ 看取り後は振り返りを行い、より安心できる看取りを行える体制を再構築します。

以上

※本指針は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に則り作成した。



要介護認定等に伴う確認書（1）

- 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約（以下、「本契約」という。）第8条に基づき、次の事項を確認します。
- この書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。
- 要介護認定、有効期限等の変更の場合は、要介護認定等に伴う確認書(1)のみ更新します。

1. 本確認書の当事者の確認

利用者氏名： _____ 様 （介護保険被保険者番号： _____）

事業者名： 株式会社長谷工シニアウェルデザイン

特定施設入居者生活介護事業所名：ブランシエールケア玉川上水
（東京都 1374601019 号）

介護予防特定施設入居者生活介護事業所名：ブランシエールケア玉川上水
（東京都 1374601019 号）

2. 市町村による要介護認定等の決定内容

介護保険制度による要介護認定等の決定は次の内容でした。

- ① 要介護認定等の決定された日： 令和 年 月 日
- ② 上記の要介護認定等の内容（該当するものを で示します）：
（ 自立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2
要介護3 要介護4 要介護5 ）
- ③ 上記の要介護認定等の有効期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- ④ 上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見：
- ⑤ その他の重要な事項：

- 利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、利用者との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。
- 特定施設等サービス計画の作成・変更や内容の説明等については、利用者の希望に応じていつでも対応いたします。

3. 利用者が給付を受ける指定事業所

利用者がサービス利用契約を締結する事業所（該当するものを□で示します。）

（ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 特定施設入居者生活介護 ）

4. 利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安

(1) 利用者の介護サービス利用についての負担金額（30日利用の場合の目安）

① 介護報酬基本単位数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
日単位の加算										
基本報酬単位	182	311	538	604	674	738	807	㊦		
夜間看護体制加算	適用外	適用外	10							
個別機能訓練加算(Ⅰ)	—									
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	Ⅰ：22		Ⅱ：18			Ⅲ：6				
認知症専門ケア加算()	—									
若年性認知症入居者受入加算	120									
入居継続支援加算()	適用外	適用外	—							
月単位の加算										
個別機能訓練加算(Ⅱ)	—								㊧	
医療機関連携加算	80									
口腔衛生管理加算	30									
生活機能向上連携加算()	—									
口腔・栄養スクリーニング加算	—									
科学的介護推進体制加算	40									
介護の質を確保・向上させるための加算										
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Ⅰ：8.2%		Ⅱ：6.0%			Ⅲ：3.3%				㊨
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	Ⅰ：1.8%		Ⅱ：1.2%						㊩	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.50%								㊪	
該当月のみ発生する加算										
看取り介護加算()	適用外	適用外	死亡日45～31日前		Ⅰ：72		Ⅱ：572		/	
			死亡日30～4日前		Ⅰ：144		Ⅱ：644			
			死亡日前々日・前日		Ⅰ：680		Ⅱ：1180			
			死亡日		Ⅰ：1280		Ⅱ：1780			
退院・退所時連携加算	適用外	適用外	30							

② 30日分の総報酬単位（額）（看取り介護加算を除く）

㉞×30日		単位		
㉟		単位		
総単位数…㊱		単位	$(\text{㉞} \times 30) + \text{㉟}$	
処遇改善加算単位数…㊲		単位	$\text{㊱} \times \text{㊳}$	小数点以下四捨五入後
特定改善加算単位数…㊴		単位	$\text{㊱} \times \text{㊵}$	小数点以下四捨五入後
介護職員等ベースアップ等 支援加算単位数…㊶		単位	$\text{㊱} \times \text{㊷}$	小数点以下四捨五入後
30日当たりの総単位数…㊸		単位	$\text{㊲} + \text{㊳} + \text{㊴} + \text{㊶}$	
1単位当たり単価を乗じた 総報酬額…㊹		円	$\text{㊸} \times \text{㊺}$	小数点以下切り捨て後
30日当たりの自己負担額 の目安		円	$\text{㊹} - (\text{㊹} \times 0.9^*)$	小数点以下を切り捨てる。 その後、総報酬額㊹から介護 保険給付額を差し引く。

※所在地における「1単位あたりの単価」： 10.54円…㊺

※自己負担割合1割の場合の介護保険給付額は0.9、2割の場合は0.8、3割の場合は0.7となります。

○各種加算の内容

1. 夜間看護体制加算

「重度化対応及び看取りに関する対応指針」（別紙）を策定した上で看護職員が夜勤を行い、またはオンコールの連絡体制をとるなど、夜間の緊急時には医療機関と連携して対応を図るための加算です。

2. 個別機能訓練加算

専従の機能訓練指導員が、必要な利用者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画（特定施設サービス計画書中に記載）に基づき個別機能訓練を行うための管理期間に係る加算です。

3. サービス提供体制強化加算

状態が軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けられるための手厚い介護体制の確保を推進するための加算です。介護福祉士の資格や、常勤職員の割合、長期勤続年数など、要件によって単位数が異なります。

4. 認知症専門ケア加算

日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動があつて介護が必要な入居者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に関する専門的な研修を修了した職員数を一定数以上配置しているとき、専門的な認知症ケアを行う場合に算定します。

5. 若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者を受け入れ、本人やその家族の希望をふまえた介護サービスを提供する

ためにその入居者ごとに担当者を定めているとき、算定します。

6. 入居継続支援加算

痰の吸引などの質の高いケアを行う事業所を評価する加算です。

7. 医療機関連携加算の給付、及びこれに伴う主治医への健康情報提供

看護職員が利用者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に1回以上情報提供を行う個別加算です。

8. 個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、適切かつ有効な機能訓練の実施のために厚生労働省へ個別機能訓練計画を共有する等した場合、Ⅱを算定できます。

9. 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から介護職員が助言・指導を受け、口腔ケアを実施する体制を整備している時の加算です。

10. 生活機能向上連携加算

外部のリハビリテーション専門職等と施設が連携し、共同で入居者毎の機能訓練計画を作成している時の加算です。計画をもとに、多職種（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等）が協働して、計画的に実施します。

11. 口腔・栄養スクリーニング加算

介護職員等が入居者に対し、利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔・栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に文書で共有した場合、算定します。

12. 科学的介護推進体制加算

入居者の心身の状況等に係る基本的な情報（ADL値や栄養状態等）を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり当該情報を活用している場合に算定します。

13. 介護職員処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率を乗じる加算です。

14. 介護職員等特定処遇改善加算

介護人材確保のための取組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善のために創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率を乗じる加算です。

15. 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の収入を引き上げるため措置が講じられたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率を乗じる加算です。

16. 看取り介護加算

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者について、「重度化対応及び看取りに関する対応指針」（別紙）に基づき、看取り介護計画書を合意の上で作成、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して看取り介護サービスを行うための個別加算です。

介護報酬の基本単位は表の通りとなります。ただし、夜間看護体制加算を算定していない

場合は算定できません。

17. 退院・退所時連携加算

医療提供施設から退所・退院する方の入居を受け入れた時、入居から 30 日以内に限り、算定します。

③上記以外の介護サービス利用料等

種 類	職員過配置費用	実費で行う サービス費用
介護予防 特定施設	・日 額 1,100 円	※「介護サービス等の 一覧表」に記載
特定施設	・日 額 1,100 円	

※上記の職員過配置費用は、要介護者等(総利用者数)に対し、人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険(自己負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして、合理的な積算根拠に基づきます。

(2)利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は1か月ごとに計算し、毎月中旬頃までに明細を添えてご請求致します。支払いは、利用者名義の普通預金口座から毎月 28 日(休日の場合は翌営業日)の自動引き落としとなります。

上記の内容について、説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名： _____

立会人氏名： _____

(注. 利用契約書上で設定される場合)

上記の内容について、説明を行い、ご本人の同意について確認しました。

事業者 : 株式会社長谷工シニアウェルデザイン

事業所 : ブランシエールケア玉川上水

作成者 : 計画作成担当

説明者 : _____



要介護認定等に伴う確認書（2）

5. 要介護認定等に伴う利用者への介護サービスに関する確認内容

① 「介護保険による介護費」の支払方法について（どちらかを選択してください）

- ・「法定代理受領」を選択し、事業者に対し(1割・2割・3割)負担のみを支払う。
- ・「償還払い」を選択し、事業者に対し10割全額を支払い市区町村への請求を行う。

②本契約に基づくサービスの利用に関する利用料金や支払方法について（どちらかを選択してください）

- ・同意する
- ・同意しない

③ その他の確認事項：

()

上記の内容について、説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名： _____

立会人氏名： _____

(注. 利用契約書上で設定される場合)

上記の内容について、説明を行い、ご本人の同意について確認しました。

事業者 : 株式会社長谷工シニアウェルデザイン

事業所 : ブランシエールケア玉川上水

作成者 : 計画作成担当

説明者 : _____

